

標語 投票をしてこそ 生きる選挙権

公職選挙法 が改正

投票しやすくなりました

公職選挙法が改正され、投票時間が延長されたのをはじめ、不在者投票制度の緩和など、皆さんが投票しやすくなりました。以下のとおり、主な改正内容をお知らせします。なお、狭山市では、改正後はじめての選挙となりますので、お間違いのないようご注意ください。

投票時間

●投票がしやすくなりました

投票時間が2時間延長され、午後8時までになりました。夕方まで仕事のあるかたや私用でお出かけのかたも投票できます。

今までは、午後6時まで
↓
これからは、午後8時まで



投票所への入場

●小さなお子さんも一緒に入場できます

今までは、一人で投票所に入ることが原則でした。これからは、お子さんを連れて投票所に入ることができます。

今までは、一人で入場
↓
これからは、一緒に入場



不在者投票

●投票がしやすくなりました

今までは、仕事場が投票区の区域外になれば不在者投票はできないことになっていましたが、これからは自営のかたなど、仕事場が投票区内にあるかたも不在者投票ができるようになりました。

今までは、店や職場が投票区の区域外なら、不在者投票ができませんでした
↓
これからは、店や職場が投票区の区域内でも、不在者投票ができます

●レジャーや買い物などの私用で投票日に投票区内にいないかたも、不在者投票ができます

今までは、投票日に用務のあるかたは、その用務がやむをえない用務で、かつ、市の区域外にいる場合でなければ、不在者投票はできないことになっていましたが、これからは、レジャーや買い物などの私用で出かけるときでも、投票区の区域外にいる場合は、不在者投票ができるようになりました。

今までは、やむをえない用務で市の区域外にいる場合だけ不在者投票ができました
↓
これからは、何らかの用務で投票区の区域外にいる場合は不在者投票ができます

●不在者投票の時間も午後8時までになりました

今までは、午後5時まで
↓
これからは、午後8時まで



●不在者投票の手続きが簡単になりました

今までは、投票日当日に投票できない理由を、宣誓書にこと細かに記入しなければなりませんでした。これからは、宣誓書に列挙されている事由の中から該当するものを選択するだけで済みます。印鑑も必要ありません。

今までは、理由を詳細に記入、印鑑も必要
↓
これからは、該当する理由に○印、印鑑は不要

●不在者投票所にも、氏名や政党名などを掲示します

今までは、不在者投票所には候補者の氏名などは掲示されておらず、必要に応じて候補者リストのコピーや新聞の切り抜きなどをお見せするだけでしたが、これからは、不在者投票所にも候補者の氏名や党派、名簿届出政党の名称や略称を公示日の翌日から掲示します。

今までは、掲示はなにもなし
↓
これからは、氏名や政党名などを掲示

7月12日(日)は投票日です 投票時間が午後8時まで延長されました

参議院議員通常選挙

7月12日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。この選挙は、参議院議員の定数の半数について3年ごとに行なわれますが、今回は、7月25日任期満了に伴い、参議院埼玉県選出議員選挙と、参議院比例代表選出議員選挙が行なわれます。今後の国政を担う人を決める大切な選挙です。私たち一人ひとりが正しい一票を投じましょう。

■投票できるかたは

昭和53年7月13日までに生まれたかたで、平成10年3月24日までに狭山市に転入届をし、狭山市の選挙人名簿に登録されているかたです。なお、6月18日以降の市内転居者は、旧住所地の投票所で投票してください。

■不在者投票

投票日当日、何らかの用務で投票できない場合は、早めに不在者投票を済ませてください。不在者投票は、選挙の期日前に投票する例外的な制度であるため、不在者投票所で備え付けの不在者投票宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入し、投票の手續きに必要事項を記入し、投票の手續きに

をしていただくこととなります。

受付期間 6月25日(木)～7月11日(土) 午前8時30分～午後8時 受付場所 市役所内 持参品 投票所入場整理券(郵送されている場合) ※不在者投票の事由が緩和されました。詳しくは、次のページをご覧ください。

■指定病院について

市内では、次の5か所の病院が指定病院となっており、投票日に入院中で歩行が困難と見込まれるかたに限り、病院内で不在者投票ができます。詳しくは各病院にお問い合わせください。

指定病院 ▶大生病院(水野) ▶狭山神経内科病院(東三ツ木) ▶至聖病院(奥富) ▶石心会狭山病院(鶴ノ木) ▶かがやき(奥富)

■郵便で不在者投票ができます

身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹、移動機能の障害が1級か2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級か3級のかたなどが郵便で投票できます。※この制度を利用する場合、事前に郵便投票証明書の交付を受けること

が必要です

■入場整理券は郵送で

投票所入場整理券は、はがきで6月下旬ごろ発送します。はがきには、2人分の入場整理券が印刷されていますので、ご自分の整理券を切り離してご持参ください。なお、入場整理券が届かないかたは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

■選挙公報は新聞折り込みで

参議院議員通常選挙の選挙公報が発行されます。選挙公報は、各候補者の考えや経歴、政党などの名称や政見などを皆さんにお知らせするためのもので、よくご覧ください。

選挙公報は朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、埼玉新聞に折り込む予定です。スポーツ新聞などには折り込みませんので、ご注意ください。新聞を購読していないなど、選挙公報が届かない場合には、選挙管理委員会にご連絡ください。なお、選挙公報は市役所、各出張所、公民館、郵便局などにも用意してありますので、ご利用ください。

■公示日、選挙運動期間、開票

参議院議員通常選挙の公示日は、6月25日(木)です。選挙運動期間は6月25日(木)から7月11日(土)までの17日間です。開票は、7月12日(日)の午後9時15分から智光山公園内の狭山勤労者体育センターで行なう予定です。また、電話での開票速報は市役所で行ないます。

■投票日当日は

投票時間は午前7時～午後8時です。埼玉県選出議員選挙の投票用紙には1名の候補者名を、比例代表選出議員選挙には、1つの政党名を、それぞれ記載してください。

■代理投票と点字投票

手などが不自由で文字を書くことができないかたには代理投票、目の不自由なかたには点字投票の制度があります。投票所の係員にお申し出ください。

■選挙運動用ポスターは

参議院埼玉県選出議員選挙の選挙運動用ポスターの公営掲示場を、市内226か所に設置します。掲示場が倒れたり破損していた場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

■問い合わせ

選挙管理委員会へ内線611